

平成 27 年度 福岡県 事業計画

都道府県コード

400009

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等) (単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	13,790	13,790
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	4,559	10,023	14,582
4.消費生活相談体制整備事業	6,891	43,704	50,595
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	390		390
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	50,168	67,160	117,328
うち、先駆的事業	30,788	-	30,788
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	100	100
合計	62,008	134,777	196,785

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額 (単位:千円)

消費者行政予算総額	556,535	
都道府県予算	118,302	
管内市町村予算総額	438,233	
支出等額	196,785	
支出等割合	35%	35%
支出等額(先駆的事業(交付金)を除く。)	165,997	↑ 常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事業(交付金)を除く。)	0.315735515	32%

↑ 常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 ()
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 ()

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ		-	-	-	-	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ		-	-	-	-	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ		-	-	-	-	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ		-	-	-	-	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)		-	-	-	-	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)		-	-	-	-	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	事例検討会、レベルアップ研修の開催	4,559	702	3,857	-	講師謝金・旅費、研修資料代、研修委託料
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)		383	-	-	-	
⑨消費生活相談体制整備事業	消費者庁創設に伴い増大した業務に対応して整備した相談体制等の維持に要する費用	37,854	6,891	-	-	非常勤職員の報酬、社会保険料、常勤職員の時間外勤務手当
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	巡回相談(県内市町村を訪問し助言指導)の実施	390	390	-	-	管内市町村窓口職員への助言・指導を行う相談員の費用弁償
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	消費者被害防止のための教育・啓発の強化	33,966	7,311	11,842	-	啓発講座講師謝金・旅費、講座パンフレット・教材の製作費、被害防止対策連絡協議会謝金・旅費、消費生活サポーター事業委託料・ニセ電話詐欺広報啓発
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)		-	-	-	-	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	悪質事業者に対する法執行・指導の強化	939	227	-	-	法執行担当職員の費用弁償
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	消費者団体が行う消費者問題の啓発・広報による活動活性化	30,788	30,788			消費者団体に対する委託料 被害防止機器購入・ニセ電話気づかせ隊広報啓発
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)		-	-	-	-	
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務		-	-	-	-	
合計		108,879	46,309	15,699	-	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	○事例検討会の開催 弁護士を招き県内の相談員及び相談担当者を対象に年12回実施 ○レベルアップ研修の実施 ・県内の消費者行政担当職員を対象に相談業務に必要な基礎的知識について研修を行う ・県内の相談業務担当者を対象に第一線で活躍する弁護士等を講師に迎え専門研修を行う ・県内の相談員及び消費者行政担当者を対象に相談対応の技法について実習を含めた研修を行う
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	
	(強化)	○悪質事業者に対する法執行・指導強化のため、嘱託職員1名を配置 ○消費者庁創設に伴い増加する業務を円滑に実施するため、PIO－NET入力時間の短縮、事業者指導・法執行機能強化等に対応 ○あっせんを要する事案の増加のため、消費生活相談員によるあっせんの強化を図る
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	
	(強化)	○経験豊富な相談員が管内市町村を巡回し、当該市町村の相談担当職員に対して助言・指導を行う。(13市町村12回)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	
	(強化)	○若年者の被害防止のため、教育機関と連携し、県内の高校生・大学生・専門学校生を対象に啓発講座を開催 ○小学生・中学生・高校生に対する消費者教育の進め方について、教員向け講座を開催 ○大学・専門学校職員向け啓発講座を開催 ○高齢者の悪質商法被害防止のため、啓発パンフレットや啓発講座教材を作成・配布 ○高齢者・障害者の消費者被害防止連絡協議会の開催 ○地域や職場等の場で消費者教育を推進するため、消費者教育を担う人材(消費生活サポーター)を育成する講座を実施(県内8カ所)し、前年度の講座受講者に対してはフォローアップ研修を実施 ○ニセ電話詐欺被害防止のためチラシ・シール・ステッカーによる啓発を実施
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	
	(強化)	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	
	(強化)	○悪質事業者に対する法執行・指導強化のために、嘱託職員の研修参加及び消費者聴取の実施
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	(既存)	
	(強化)	○消費者団体が行う消費者問題の啓発、広報による活動の活性化 ○消費者被害防止機器購入、ニセ電話気づかせ隊広報啓発を実施(県警)
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	
	(強化)	
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
13 人	1,113 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
14 人	
対象人員数計	追加的総費用
27 人	37,854 千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
13 人	390 千円

6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表2

管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	福岡市、柳川市、八女市、大川市、行橋市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、古賀市、朝倉市、那珂川町、志免町、須恵町、久山町、芦屋町、水巻町、遠賀町、福智町、苅田町、上毛町	11,166	6,636	4,128		・電話相談システム機能アップ ・執務参考図書購入 ・センター周知チラシ等 ・LGWAN経由によるPIO-NETの利用 ・センター設備強化 ・センターバリアフリー改修 等
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	北九州市、大牟田市、八女市、行橋市、筑紫野市、宗像市、水巻町	3,029	1,903	1,123		・弁護士等による無料法律相談の実施
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	北九州市、筑後市、太宰府市、遠賀町	758		283	475	・外部講師による相談員研修会の開催
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、須恵町、芦屋町、遠賀町、筑前町、広川町、添田町、川崎町、福智町、苅田町、吉富町、築上町	9,765		3,452	5,813	・国民生活センター、県センター主催研修会等の参加に係る旅費 等
⑧消費生活相談体制整備事業	福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川町、志免町、新宮町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、筑前町、福智町	90,989	27,193	16,511		・相談員等の人件費
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、糸島市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、広川町、香春町、添田町、川崎町、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町	64,868	40,636	24,179		・かしこい消費者育成事業 ・消費者講座の開催 ・高齢者、障害者見守り事業 ・公共機関等を活用した啓発事業 ・消費者教育に係る教材等の作成 ・街頭ビジョンによる啓発 ・啓発資料等の作成 ・出前講座の実施 ・街頭啓発の実施 ・啓発講演会等の実施 ・貸出用書籍購入 等
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)						
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	北九州市	314	197	117		・訪問販売事業者講習会の実施
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	築上町	2,031	1,279	752		・FM放送を活用した消費者情報の発信
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	久留米市	100	63	37		・消費者の安全に関する研修の参加
合計		183,020	77,907	50,582	6,288	

別表3 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	190,497	千円
うち都道府県分	62,008	千円
うち管内の市町村合計	128,489	千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	6,288	千円
うち都道府県分	-	千円
うち管内の市町村合計	6,288	千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	94,168 千円	111,053 千円	118,302 千円	24,134 千円	7,249 千円
うち交付金等対象経費	千円	37,448 千円	62,008 千円	千円	24,560 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	7,993 千円	6,891 千円	千円	-1,102 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	3,025 千円	1,512 千円	千円	-1,513 千円
うち先駆的事业	千円	- 千円	30,788 千円	千円	30,788 千円
うち交付金等対象外経費	94,168 千円	73,605 千円	56,294 千円	-37,874 千円	-17,311 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	293,589 千円	443,039 千円	438,233 千円	144,644 千円	-4,806 千円
うち交付金等対象経費	千円	141,834 千円	134,777 千円	千円	-7,057 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	42,767 千円	45,218 千円	千円	2,451 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	81 千円	136 千円	千円	55 千円
うち先駆的事业	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	293,589 千円	301,205 千円	303,456 千円	9,867 千円	2,251 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	387,757 千円	554,092 千円	556,535 千円	168,778 千円	2,443 千円
うち交付金等対象経費	千円	179,282 千円	196,785 千円	千円	17,503 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	50,760 千円	52,109 千円	千円	1,349 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	3,106 千円	1,648 千円	千円	-1,458 千円
うち先駆的事业	千円	- 千円	30,788 千円	千円	30,788 千円
うち交付金等対象外経費	387,757 千円	374,810 千円	359,750 千円	-28,007 千円	-15,060 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	-	人	
うち都道府県		人	
うち管内市町村		人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	-	人	
うち都道府県		人	
うち管内市町村		人	
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	-	千円	
うち都道府県		千円	
うち管内市町村		千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	359,750	千円	
うち都道府県	56,294	千円	
うち管内市町村	303,456	千円	↓先駆的事業(交付金分)を除く支出割合
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	35	%	31.57355154 %
うち都道府県	52	%	35.67429211 %
うち管内市町村	30.75464422	%	30.75464422 %

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	980,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	22,190 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	6,288 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	101 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	16,003 千円
設置当初の基金残高(積み増し相当分)	15,000 千円
前年度末の基金残高(積み増し相当分)	3,142 千円
今年度の基金上積額(積み増し相当分)	- 千円
今年度の基金取崩し予定額(積み増し相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(積み増し相当分)	- 千円
今年度末の予定基金残高(積み増し相当分)	3,142 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	13 人	今年度末予定	相談員総数	13 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	13 人	今年度末予定	相談員数	13 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組		具体的内容
①報酬の向上	○	経験年数に応じて報酬日額単価を増額(90円～400円)・通勤手当上限額撤廃
②研修参加支援		
③就労環境の向上		
④その他		

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
高校生・大学生等向け啓発講座	①	若年者の消費者被害防止のため、教育機関と連携し、県内の高校生・大学生・専門学校生を対象に啓発講座を開催。	11,842	無	
被害防止機器を利用した特殊詐欺抑止対策	④	県内に居住する高齢者に対し「自動通話録音機」を貸し出し、固定電話機に接続することで詐欺被害を減少させ、ニセ電話詐欺及び悪質商法被害の抑止を図る。	13,882	無	先駆的事业
「ニセ電話気づかせ隊」の活動普及による高齢者の安全・安心ネットワークの構築	④	ニセ電話詐欺等の被害者となりやすい高齢者に対し、高齢者に接する機会の多い民生委員等が「ニセ電話気づかせ隊」として被害阻止活動、広報啓発活動、見守り活動を実施することで高齢者を守り、気づかせ隊の普及を推進を図る。	14,959	無	先駆的事业
		計	40,683		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。